

## 景品表示法に基づく食品表示に係る命令実績（22年度）

平成 23 年 6 月 29 日  
消費者庁表示対策課

- 1 牛の内臓商品の原材料に関する不当表示（株山方屋：22. 4. 8）
- 2 牛の内臓商品の原材料に関する不当表示（株益正グループ：22. 4. 8）
- 3 焼き菓子の原材料に関する不当表示（株大藤：22. 10. 13）
- 4 水産物の原産国に関する不当表示（株光洋：22. 11. 30）
- 5 農作物の化学肥料の使用に関する不当表示（全国農業協同組合連合会：22. 12. 8）
- 6 飲食店で提供される料理の原材料に関する不当表示（株ジェイアール西日本ホテル開発：22. 12. 9）
- 7 食料品の販売価格に関する不当表示（株サンシャインチェーン本部：23. 3. 4）
- 8 加工食品のメニュー内容及び販売価格に関する不当表示（株外食文化研究所：23. 2. 22）
- 9 牛肉加工食品の原材料に関する不当表示（シンワオックス株：23. 3. 3）
- 10 牛肉料理の原材料に関する不当表示（株バークジャパン：23. 3. 4）
- 11 はちみつの採蜜国に関する不当表示（株カンノ蜜蜂園本舗：23. 3. 10）

補足 焼肉業者における焼肉メニュー表示の適正化について（22. 10. 7）

（参考 1）平成 22 年度における景品表示法の運用状況

（参考 2）景品表示表に基づく命令実績（平成 23 年度）

食用塩の製造方法に関する不当表示（日本緑茶センター株：23. 6. 14）

景品表示法に基づく食品表示に係る命令実績（22年度）

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
1	牛の内臓に関する不当表示 (22.4.8)	<p>株式会社山方屋は、株式会社益正グループを通じて牛の内臓を袋詰めした商品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、平成20年10月ころから平成21年9月ころまでの間、本件商品の包装袋に貼付したシールにおいて、「宮崎牛ホルモン」及び「宮崎牛ホルモンmix」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、本件商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
2	牛の内臓に関する不当表示 (22.4.8)	<p>株式会社益正グループは、「日本一宮崎牛ホルモンミックス」と称する牛の内臓を袋詰めした商品及び「日本一宮崎牛もつ鍋「極」と称する牛の内臓を袋詰めした商品等のもつ鍋の原材料を詰め合わせた商品（以下「本件2商品」という。）について、平成20年10月ころから平成21年10月ころまでの間、同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「日本一宮崎牛 ホルモンミックス(150g)」、「宮崎牛もつミックスが、限定販売開始。」、「宮崎牛もつミックスホルモン150g」、「普通じゃ中々手に入らない、もつ肉。しかも宮崎牛のブランドホルモンをお試しあれ。」、「宮崎牛もつミックスホルモン」、「日本一の宮崎牛もつ。」、「むしろ甘みさえ感じるもつは、今話題の日本一の宮崎牛のもつ。」、「日本一宮崎牛もつ鍋「極」、「日本一の宮崎牛もつ使用。」、「宮崎牛のもつ鍋」、「日本一の宮崎牛もつをお試しあれ！」、「宮崎牛もつ鍋のこだわり」、「他では味わえないブランドホルモン、しかも今話題の日本一宮崎牛の牛もつのみを厳選して使用したもつ鍋のこだわりをご紹介」、「日本一の宮崎牛ホルモンミックス」、「日本一宮崎牛ホルモン100%使用」、「今話題の「日本一の宮崎牛」のホルモンのみを使用しています。」及び「宮崎牛ホルモンはここでしか味わえない！」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、また、本件2商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件2商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
3	(株)大藤に対する件 (22.10.13)	<p>(株)大藤は、「あきたこまち米使用純米クッキー」と称する焼き菓子及び「コシヒカリ純米クッキー」と称する焼き菓子を他の事業者に委託して製造させて、あきたこまち純米クッキーについては、秋田市所在の観光土産品卸売業者である株式会社フルールに卸し、同社を販売者として、秋田県内において、また、コシヒカリ純米クッキーについては、新潟市所在の観光土産品卸売業者である新潟県観光物産株式会社に卸し、同社を販売者として、新潟県内において、それぞれ販売するに当たり、平成18年7月から平成22年8月までの間、</p> <p>① あきたこまち純米クッキーについては商品包装紙の表面及び側面において「あきたこまち米使用純米クッキー」と、商品本体の包装袋において「純米クッキー」と記載して、あきたこまち純米クッキーには主原料としてあきたこまちを使用していると認識される表示</p> <p>② コシヒカリ純米クッキーについては商品包装紙の表面及び側面において「コシヒカリ純米クッキー」と、商品本体の包装袋において「純米クッキー」と記載して、コシヒカリ純米クッキーには主原料としてこしひかりを使用していると認識される表示</p> <p>をそれぞれ行っていたが、いずれも小麦粉を主原料としており、それぞれ、米については、あきたこまちな粉末及びこしひかりの粉末が極めて少量しか使用されていないものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
4	(株)光洋に対する件 (22.11.30)	<p>(株)光洋は、平成22年4月3日、同月10日、同月17日、同月24日、同月25日、同年5月1日、同月3日、同月4日及び同月8日（計9日間）に同社が経営する店舗において販売していたサザエについて、</p> <p>① 「KOHYO」と称する27店舗にあつては、平成22年4月1日、同月3日、同月8日、同月15日、同月22日、同月25日、同年5月1日、同月2日、同月4日及び同月7日にそれぞれの店舗の周辺に配布した新聞折り込みチラシにおいて「&lt;島根県産他国内産&gt;活サザエ貝 1個 100円」等との表示</p> <p>② 「マックスバリュ」と称する13店舗にあつては、平成22年5月1日にそれぞれの店舗の周辺に配布した新聞折り込みチラシにおいて「&lt;島根県産他国内産&gt;活サザエ貝（5個入）1P 580円」との表示</p> <p>をそれぞれ行っていたが、「KOHYO」と称する27店舗において販売していたサザエのほとんどすべての、また、「マックスバリュ」と称する13店舗において販売していたサザエのすべての原産国は大韓民国であった。</p>	第4条 第1項 第3号 (原産国 告示)
5	全国農業協同組合連合会に対する件 (22.12.8)	<p>全国農業協同組合連合会は、平成14年から平成21年までの間に生産され、販売業者を通じて販売された、全農の岐阜県本部において農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別栽培米の米袋等に「化学肥料（窒素成分） 栽培期間中不使用」等と窒素成分を含む化学肥料を使用していない旨表示していたが、実際には、全農が、本件商品を生産する者に供給していた育苗培土には、窒素成分を含む化学肥料が使用されていたものであった。</p>	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
6	(株)ジェイアール西日本ホテル開発に対する件 (22.12.9)	(株)ジェイアール西日本ホテル開発は、同社が運営する「ホテルグランヴィア京都」と称するホテル内で同社が運営する「ル・タン」と称する飲食店において、「春の行楽いろどり弁当」と称する料理を提供するに当たり、平成22年4月1日から同月27日までの間、来店者に提示したメニュー、駅等に配布したチラシ、自社ウェブサイト及び同年3月31日に配布した新聞折り込みチラシに「よく味の染みた京地鶏と京豆腐に、とろとろ半熟卵を乗せた“鶏すき焼き”」等と、本件料理の鶏すき焼きには京地鶏の肉及び半熟卵を用いている旨表示していたが、実際には、本件料理の鶏すき焼きに用いられていた鶏肉は京地鶏の肉ではなく、ブロイラーの肉であり、また、平成22年4月1日から同月12日までの間、半熟卵は用いられていなかった。	第4条 第1項 第1号
7	(株)サンシャインチェーン本部に対する件 (23.2.4)	(株)サンシャインチェーン本部は、自社の店舗、自社の子会社の店舗及び自社のボランティア・チェーンに加盟する事業者の店舗で開店セール又は共通セールを実施するに当たり、新聞折り込みチラシにおいて「当店価格」と称する比較対照価格を販売価格に併記していたが、当該「当店価格」は、同社が設定した定番価格を記載したものであり、実際に販売する予定の又は販売されていた食料品の価格ではなかった。	第4条 第1項 第2号
8	(株)外食文化研究所に対する件 (23.2.22)	(株)外食文化研究所は、平成22年11月25日及び同月26日に「グルーポン」と称するクーポン共同購入ウェブサイトに掲載された「バードカフェ謹製おせち」と称する加工食品に係るウェブページにおいて、「50%OFF【10,500円】2011年迎春<<横浜の人気レストラン厳選食材を使ったお節33品・3段・7寸(4人分)送料込>>12月31日着」と題し、 ① 「メニュー内容」と記載の上、33品のメニュー名 ② 「10,500円 通常価格(税込)21,000円 割引率50%OFF 割引額10,500円」と販売価格に併せて「通常価格」と称する比較対照価格を表示していたが、①について、実際には、そのうちの8品中7品については記載された食材とは異なる食材が用いられたもの又は記載されたメニューとは異なるものが入られたものであり、残る1品については入れられていないものであった。また、②について、実際には、21,000円という価格は架空のものであった。	第4条 第1項 第1号 及び 第4条 第1項 第2号
9	シンワオックス(株)に対する件 (23.3.3)	シンワオックス(株)は、通信販売業者を通じて牛肉加工食品を供給するに当たり、平成21年7月ころから同年12月ころまでの間、通信販売業者のカタログ及びウェブサイト並びに上記牛肉加工食品に同封した商品説明書における「ランクA4以上の高級黒毛和牛、焼肉セット」、「国内産のA4・5の黒毛和牛のみを使用しました」等と、上記牛肉加工食品には、A4又はA5等級の格付がなされた牛肉のみを用いている旨表示していたが、上記牛肉加工食品に用いられていた牛肉の大部分がA4又はA5等級以外の格付がなされた牛肉であった。	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
10	(株)バークジャパンに対する件 (23.3.4)	<p>(株)バークジャパンは、自社及び自社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が運営する「アメリカンステーキ ミスター・バーク」と称する飲食店（以下「ミスター・バーク」という。）を通じて霜降ステーキ料理及び健康ステーキ料理を提供するに当たり、遅くとも平成17年以降、ミスター・バークで一般消費者に提示したメニュー、自社ウェブサイトのメニュー及びミスター・バーク各店舗の周辺に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んで配布したチラシにおいて、</p> <p>① 霜降ステーキ料理について、例えば、店内メニューにあつては、その写真を掲載するとともに、「霜降サーロインステーキ」等と記載し、当該料理に用いている牛肉は、霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった牛肉であると認識される表示を</p> <p>② 健康ステーキ料理について、例えば、店内メニューにあつては、その写真を掲載するとともに、「健康ステーキ」等と記載し、当該料理に用いている牛肉は、牛の生肉の切り身であると認識される表示を</p> <p>行っているが、実際には、霜降ステーキ料理に用いた牛肉は、牛脂を注入する加工を行ったものであり、また、健康ステーキ料理に用いた牛肉は、牛の横隔膜の部分の肉を食用のりで貼り合わせる加工を行ったものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
11	(株)カンノ蜜蜂園本舗に対する件 (23.3.10)	<p>(株)カンノ蜜蜂園本舗は、自社の店舗及び(株)六甲ハニー農場等の取引先販売業者を通じてはちみつを供給するに当たり、平成22年7月9日から平成23年1月29日までの間、本件はちみつに貼付したラベルにおいて、「六甲山麓からの贈り物 はちみつ六甲ハニー農場」、「原材料名／アカシヤ蜂蜜（国産）」等と記載し、本件はちみつの内容物は国産のはちみつである旨表示していたが、実際には、本件はちみつの内容物は過半が中華人民共和国産のものであった。</p>	第4条 第1項 第1号

(補足) 焼肉業者における焼肉メニュー表示の適正化について (22.10.7)

概 要	関係法条
<p>1 消費者庁が、事業者の焼肉料理のメニューで「和牛ロース」等と表示している料理で実際にはロースの部位でない「ランプ」、「そともも」等のもも肉が使用されているとの情報提供を受けて、景品表示法によって調査を行ったところ、焼肉業者で、メニュー上「〇〇ロース」等と表示している料理で、実際にはもも肉等ロース以外の部位の肉を使用しているものがあることが判明した。</p> <p>また、他の多くの焼肉業者でも、同様の行為が行われていること、さらに、焼肉業者の間では、「〇〇ロース」等は料理名を意味し、ロース以外の部位の肉を使った焼肉料理について料理名として「〇〇ロース」等と表示しても構わないという認識があることが判明した。</p> <p>2 このように、もも肉等、ロース以外の部位の肉を使用しているにもかかわらず、メニューに「〇〇ロース」等と記載することは、焼肉料理の内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示す表示をするものであり、景品表示法第4条第1項第1号に違反する。</p> <p>このため、関係団体に対して、実際にロース以外の部位の肉を提供する料理に「〇〇ロース」等と表示することが景品表示法に違反することを伝え、傘下焼肉業者への周知及び指導を求めた。</p>	第4条 第1項 第1号

## 平成 22 年度における景品表示法の運用状況

## 1 調査件数等の推移

(単位：件)

年度		平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22
前年度からの繰越		389	359	288	243	90
新規 件数	職権探知	255	305	350	307	669
	情報提供 (※1)	828 (1,888)	473 (1,561)	482 (2,000)	152 (2,999)	355 (3,718※2)
	小計	1,083	778	832	459	1,024
調査件数		1,472	1,137	1,120	702	1,114
処理 件数	措置命令	32	56	52	12	20
	警告	7	19	9	6	2
	注意	650	520	551	396	590
	都道府県移送	67	61	65	14	2
	協議会処理	75	61	88	65	31
	打切り等	282	132	112	119	210
	小計	1,113	849	877	612	855
次年度への繰越し		359	288	243	90	259

※1 外部から提供された情報のうち、景品表示法違反被疑事案として処理することが適切と思われた情報の件数。括弧内の数字は外部から提供された情報の総数。

※2 うち食品表示に関係する内容が含まれる情報件数は 818 件。

## 2 平成 22 年度における処理事件の商品役務別分類

(単位：件)

商品役務	措置命令	警 告	注 意	合 計
食 品	11	0	173	184
住居品	1	0	142	143
被服品	4	0	88	92
保健衛生品	0	0	60	60
教養娯楽品	3	0	61	64
車両・乗り物	1	0	13	14
土地・建物・設備	0	0	10	10
運輸・通信サービス	3	0	6	9
教育サービス	0	1	4	5
教養・娯楽サービス	0	0	17	17
その他	0	1	24	25
合計	23	2	598	623

(注) 関係する商品役務が 2 以上にわたる事件があるため、本表の合計は表 1 の合計と一致しない。

## 景品表示法に基づく食品表示に係る命令実績（23年度）

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
1	日本緑茶センター(株) (23.6.14)	<p>日本緑茶センター(株)は、直接又は取引先販売業者を通じて、「セルリアンシーズ・シーソルト（顆粒）」と称する食用塩を供給するに当たり、</p> <p>① 平成14年8月ころから平成21年10月ころまでの間、本件食用塩のラベルにおいて、「純粋さを追求するため海水を自然蒸発させて製造されます。自然塩ならではのまろやかな旨味をお楽しみください。」及び「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」と</p> <p>② 平成21年11月ころから、本件食用塩のラベルにおいて、「最初から最後まで塩田で天日の力を使い、結晶させた完全天日塩です。」及び「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」と</p> <p>③ 平成18年10月1日から平成22年12月14日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「純粋さを追求するため海水を自然蒸発させて製造しています。精製塩のとがった辛みとは異なる、自然塩ならではのまろやかな旨味をお楽しみください。」とそれぞれ記載していたが、実際には、本件食用塩は天日蒸発による海塩を溶解して洗浄した後、釜で乾燥させたものであり、天日塩とはいえないものであり、また、凝固防止剤が添加されているものであった。</p>	第4条 第1項 第1号